

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和元年 10月24日(木)

開会 9時30分

閉会 10時08分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘、

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 柵屋眞

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 福井崇司 班長 山北正也

班長 大屋慎一、主幹 酒井紀夫、主幹 藤堂恵生、主査 古野大、

主査 松村敏明

保健体育課 課長 嶋田和彦、指導主事 田中功一

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第40号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び
期末手当に関する規則案 原案可決

議案第41号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する
規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第42号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
の一部を改正する規則案 原案可決

議案第43号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一
部を改正する規則案 原案可決

議案第44号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則案 原案可決

議案第45号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
案 原案可決

議案第46号 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項 原案可決

に規定する手続きに関する規則の一部を改正する規則案

議案第47号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について 原案可決

6 報告題件名

- 報告 1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について
- 報告 2 令和元年度三重県学校保健功労者表彰について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中、5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月3日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第40号から議案第46号を審議し、公開の報告2の報告を受けた後、非公開の議案第47号を審議し、非公開の報告1の報告を受ける順番とすることを決定する。

議案第41号から議案第43号は関連する規則改正に関する議案であるため、一括して審議することを決定する。

議案第44号から議案第26号は規則改正に関する議案であるため、一括して審議することを決定する。

・審議事項

議案第40号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第40号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会 教育長
提案理由

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから4ページにかけては、制定しようとする規則案になっております。内容につきましては、まず、5ページにございます規則案の要綱で説明をさせていただきます。

「1 制定理由」 地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに一般職の会計年度任用職員が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額の算定方法並びにその支給方法等について定める必要があるため、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額の算定方法並びにその支給方法等について定めるものであるということをごさいますして、この会計年度任用職員の報酬等につきましては、条例を5月の定例会にお諮りをし、県議会の6月の定例会で上程され、可決、成立されたものをごさいます。この条例に基づき、手当に相当する報酬等について、算定方法や支給方法等の具体的な内容をこの規則で定めようとするものをごさいます。

「2 制定内容」 条文ごとに説明をさせていただきます。(1)が第1条で、ここは趣旨が書かれておまして、必要な事項を定めるとしてあります。(2)が用語の定義で、第2条となっております。(3)が、第3条につきまして、こちらは県の教育委員会が人事委員会と協議して別に定める報酬の額として定めておまして、この別表というのは、3ページをご覧いただきまして、真ん中の左側のところに、「別表」ということで、「非常勤の講師」という職種があり、それぞれ報酬額が定められております。この非常勤の講師につきましては、1時間当たりの報酬額を定めて規定しております。真ん中が学歴・免許等資格・経験等ということ、医師及び歯科医師とあるのは、桑名高校の衛生看護科で医師や歯科医師に講師をしていただいたり、大学の教授等とあるのは、工業高校等で非常勤講師となつていただいて授業をお願いすることがありまして、そのときの報酬額となっております。その横のここが一番一般的な教員の非常勤講師であります。これにつきましては、経験年数が10年以上の場合は、一番下にありますように報酬額が1時間当たり2,980円となっております。それから、10年未満の者につきましては、2,910円と規定されておまして、助教免許等を有する非常勤講師は2,710円と定めております。

この別表で定めておりますのは、規則第3条の規定にありますが、条例で人事委員会と協議して報酬を定める額の職でありまして、条例上、教育職給料表の1級の最高号給の額が上限になっているんですが、これを1時間当たりに割り戻すと、ここに規定してある職につきましては、上限額よりも高くなりまして、この場合は人事委員会と協議して、この規則で定めるという形になっております。この報酬額につきましては、現行のそれぞれの非常勤の講師と同額になっております。これは、他の都道府県の状況、大体、他の都道府県の状況と均衡が取れているということと、引き続き、人材確保を的確に行うということで、なかなか非常勤講師の方を捜しても見つからない

という現状がございますので、現状の額は維持したいということで、同じ額を定めさせていただきます。

5 ページに戻っていただきまして、2 の（4）です。ここは手当に相当する報酬ということで、第4条から第9条まで定めておりまして、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等、宿日直手当、これらに相当する報酬額について規定しておりますが、報酬の支給としては、基本的に常勤の職員の例によるというのが基本になっています。

（5）が、報酬の支給制限ということで第10条で定めておりまして、減多にないことですが、会計年度任用職員以外の一般職に属する職員から会計年度任用職員に任用された者につきましては、原則としてこの規則に基づく報酬及び期末手当は支給しないということ、一般職のほうで支給されているからということでございます。

（6）11条で報酬の減額ということで、勤務していないことにより支給されないこととなる報酬の額に関して必要な事項を定めるということで、有給休暇や特別休暇の一部の場合は減額しませんが、通常、それ以外で勤務しない場合は減額するという規定が11条で定められております。

（7）の12条は、報酬の支給方法等ということで、翌月の21日に支給する等が定められております。

（8）が期末手当についての支給要件等が13条から第20条で定められております。期末手当の支給対象外職員、支給日、基礎額、支給割合及び在職期間に関して必要な事項を定めるということで、①で支給対象外職員ということで、支給にならない職員につきましては、基準日6月1日、12月1日現在で任用されている職員における在職期間が通算して6月未満の職員、もう一つが基準日現在で任用されている職における勤務時間が1週間当たり、平均15時間30分に満たない職員ということで、通常の一般職の2日間に相当する勤務時間に満たない職員、この2つにつきましては、支給対象外の職員となります。この基準につきましては、国家公務員の非常勤の職の期末手当の支給要件と同じとしています。支給日は一般の職員と同じように6月30日と12月10日が支給日となっております。

6 ページ、③期末手当の基礎額につきましては、報酬の日額又は時間額及び地域手当の相当額の合計額を別に定める方法により月額に換算した額でございます。

④支給割合及び在職期間は、常勤職員に適用される規定を準用するとなっております。こういった形で今回の地方公務員法と地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員に期末手当を新たに支給することになりましたので、このように規定をしております。

（9）第21条で退職者の報酬等ということで、別段の定めがない限り、いかなる報酬及び期末手当も支給しないということで、退職中は報酬は支払わない規定となっております。

（10）が、22条から23条につきましては、この規則によることが困難な場合の措置等ということで、この規則の中でどうしても対応できない部分がありましたら、個別に県教育委員会が人事委員会と協議して定めるという規定を設けております。

「3 施行期日」につきましては、令和2年4月1日となっております、これは

地方公務員法等の改正でありますとか、条例の施行期日と同日となっております。
説明は、以上です。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第40号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第41号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第42号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第43号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第41号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会
教育長

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから4ページまでが新旧対照表方式の規則改正案になっております。内容につきましては、5ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されことに伴い、規定を整備するものである。

「2 改正内容」 （1）規則の対象となる非常勤職員から非常勤の講師及び助手に係る規定を削るということとございます。（2）その他規定の整備を行うということで、地方公務員法の改正により、これまで非常勤職員は特別職でしたが、これまで特別職であった非常勤講師等が、先ほどの一般職である会計年度任用職員になることで、議案第40号の規則で新たに報酬等について規定されることになりましたので、本規則でこれまで定めておりました規定の部分削除するものです。

この結果、地方公務員法の改正後に、引き続き特別職として残る学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に係る報酬等が、この規則で定められることとなります。このあた

りが、2ページ3ページあたりで別表で定めていたところで、例えば3ページで非常勤講師のところ、下段が現行で、上段で削除されるという規定の整備をさせていただくものです。

続きまして、議案第42号をお願いいたします。

議案第42号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから4ページが新旧対照表方式の規則改正案になっておりますが、内容については、5ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。

「1 改正理由」(1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

(2) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、規定の整備を行うということです。

「2 改正内容」(1) 地方公務員法において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い規定を整備するというので、地方公務員法の改正に伴う給与関係の条例の整備につきましては、9月9日の定例会で条例改正についてお諮りをして、県議会の9月定例会に提出され可決成立しましたが、今回は、規則の整備を行うものです。1ページの右側にある新旧対照表で、改正前のところでアンダーラインが引いてあり、「若しくは失職し」という失職について地方公務員法で改正された部分につきましては、これを削除するというのが規則の改正の内容になっております。

5ページにお戻りいただきまして、(2) 期末勤勉手当の支給対象外職員に係る規定を整備するというので、これにつきましては、2ページの右側の第2条の書き出しに、「条例第23条第1項 後段の規則で定める職員」というのがございまして、これにつきましては、期末手当というのは、基準日である6月1日とか、12月1日に在籍する職員に支給しますが、基準日前、1カ月以内に退職した職員については、この規則で定める職員を除いて、同様に支給するということが規定されております。この第2条では、条例に基づきまして、期末手当を支給しない場合の職員を規定しておりますが、今回、新たに会計年度任用職員制度が創設されることになりましたので、規定を整備するものということで、下段のところ臨時又は非常勤という第2条の第2号のところがありますが、それを上段で会計年度任用職員として規定する形になっ

ております。

再び5ページにお戻りいただきまして、「3 施行期日」、(1)は令和元年12月14日ということで、成年被後見人等に係る欠格条項が削除される地方公務員法の改正の施行日が12月14日ということで、それに合わせております。

(2)令和2年4月1日、これにつきましては、会計年度任用職員関係の地方公務員法の改正の施行日となっており、それと同日ということでございます。

続きまして、議案第43号をお願いいたします。

議案第43号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから3ページが規則改正案ですが、4ページの規則案要綱で内容の説明をさせていただきます。

「1 改正理由」 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

「2 改正内容」(1)地方公務員法において、成年被後見人等に係る欠格条項を規定する条項が削除されたことから、この条項を引用する失業者の退職手当に係る特定退職者についての規定を改めるということでございます。これも先ほどと同様の理由ですが、2ページの右側の新旧対照表になっている部分でございまして、ここの第10条の2の下段の第2号のところで、「法第28条第4項の規定による失職、又は、これに準ずる退職者」ということで、ここの部分が地方公務員法の改正により削除されましたので、この規則もここを削除するということです。

再び4ページにお戻りいただき、2の(2)です。各種様式等における性別欄の見直しに伴い、失業者の退職手当の支給に係る求職申込証明書(第10号様式)の性別の表記箇所を削除するというでございまして、この様式の求職者の申込証明書に性別を書かせるところが今までございましたが、それは特に必要がないということで、今まで「生年月日・性別」という部分を、「生年月日」のみに改めるということになっております。その部分につきましては、2ページの真ん中あたりで、第10号様式中、「生年月日・性別」を「生年月日」に改めるということにしております。

再び4ページにお戻りいただきまして、2の(3)規則で定める様式の規格の表記を日本産業規格A4に統一するということです。これにつきましては、6月の定例会で工業標準化法の改正に伴いまして、いくつかの給与関係の規則の様式中の「日本工業規格」を「日本産業規格」という形に改めさせていただきましたが、この2

ページにございますように、退職手当のいろいろな関係の様式の中で、A列4版という、版という字が判断の判であったり、番号の番とか、これは両方とも間違いではないんですが、こういった様式の大きさの規定の文字にばらつきがありましたので、今回の改正に合わせて、「日本産業規格A4」という形で統一して規定をさせていただこうというものです。

再び4ページに戻っていただきまして、(4)今回の改正に合わせてその他の規定の整備をしております。

「3 施行期日等」で交付の日から施行する。ただし、2の(1)の改正規定は、令和元年12月14日から施行するということで、地公法の改正につきましては12月14日の施行のため、それに合わせて施行するという形にさせていただいております。

説明は、以上です。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第41号、42号、43号については、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第44号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第45号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第46号 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続きに関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（早川教職員課長説明）

議案第44号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、2ページの要項をご覧ください。改正の中身は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、学校教育法が一部改正されたことに伴い、関係する法律を整備するものでございます。

学校教育法の一部改正により、校長又は教員となることができない者から、成年被後見人等又は被補佐人が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

このもとの法律の内容というのは、成年被後見人及び補佐人の人権が保障され、こ

れを理由に不当に差別されないよう、欠格条項等を削除するという法律でございます。

続きまして、議案第45号をお願いします。

議案第45号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

3ページ、規則案要綱をご覧ください。議案第44号と同じくここに書いてあるのは、先ほどの法律に伴い、法を整備するものでございます。こちらは教育職員免許状を授与されない者から、先ほどの成年被後見人又は被補佐人というのが削除されたことに伴って、宣誓書の様式について、所要の改正を行うものです。改正の理由は、先ほどと一緒にございます。

続きまして、議案第46号をお願いします。

議案第46号 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続きに関する規則の一部を改正する規則案

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続きに関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続きに関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

資料2ページをご覧ください。これは、先ほどとは違いまして、教育公務員特例法の改正により、関係する規定を整備するものでございます。特例法の一部改正により、題名を含め、関係する規定の所要の改正を行うものです。具体的には、二十五条の二と書いてある文言を二十五条に改めることとなります。

なお、特例法の改正は既に施行されており、当該改正手続きが遅れ、現時点の改正となりましたことを申し添えます。

【質疑】

教育長

議案第44号、45号、46号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告2 令和元年度三重県学校保健功労者表彰について（公開）

（嶋田保健体育課長説明）

報告2 令和元年度三重県学校保健功労者表彰について

令和元年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。令和元年10月24日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

まず、1ページをご覧ください。この表彰は、三重県内の公立学校において、学校保健の向上・発展のために、長年にわたり、その職務に専念し、その成績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師、これらの方々を総称して「学校三師」と言っておりますが、に対し、その功績を称えて表彰するものでございます。

次の（2）に推薦基準を示しておりますが、①にあります学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在、60歳以上の者、以下、④までということになります。

受賞者の決定につきましては、学校保健功労者審査会を開催して、選考基準に合致しているか検討し、審査結果に基づいて三重県教育委員会教育長が決定をいたします。

本年度の表彰候補者につきましては、3にありますように計6人の推薦をいただきました。それぞれの方の功績につきましては、3ページから5ページにお示ししておりますのでご覧ください。1から6の方について、簡単にご説明をさせていただきます。まず、1番からです。三重県医師会から推薦された樋口昊也様です。学校医として、現在まで通算32年にわたり、生徒の健康診断や学校保健活動に従事をされています。

次に、同じく三重県医師会から推薦されました伊藤厚様です。学校医として現在、33年にわたり総合的な学校保健活動を地道に実践されています。

三重県歯科医師会から推薦いただきました東惣一郎様です。学校歯科医として現在まで通算35年にわたり児童のう蝕予防に努め、口腔衛生の普及と向上に尽力をされております。

次に、同じく三重県歯科医師会から推薦されました中坪哲也様です。学校歯科医として現在まで通算22年にわたり、学校との連携のもと、児童生徒の口腔衛生の普及と向上に尽力をされております。

次に、学校薬剤師会から推薦されました黒田恭史様です。学校薬剤師として、現在まで通算34年にわたり、年間計画に基づき正確な学校環境衛生検査を実施されております。

5ページ、同じく三重県薬剤師会から推薦されました田中英樹様です。学校薬剤師として、現在まで通算38年にわたり、厳密な環境衛生検査を行い、児童生徒の健康維持に努めておられます。

2ページへお戻りください。4番に示しておりますように、学校保健功労者審査会を開催いたしました。今、申し上げました6名について審査したところ、全員推薦基

準に合致しているということで判断をさせていただきました。これを受け、教育長が全員受賞者として決定をしたところです。

なお、表彰は11月14日（木）に松阪市のクラギ文化ホールにて開催される「第62回三重県学校保健安全研究大会」にて開催をさせていただきます。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第47号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（非公開）

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。